

資料紹介

福井藩における年貢収受

－関連資料紹介と諸疑問の整理－

中村 賢*

はじめに

1. 月替展示で紹介した福井藩年貢関連資料
 - (1) 百姓、庄屋の年貢業務とその時期
 - (2) 検見取か定免か
 - (3) 免状の簡素化と下行米による調整
 - (4) 「納方一紙目録」と「納方本通」の役割
 - (5) 年貢滞納と庄屋入牢
2. 福井藩の年貢収受への諸疑問
3. 指針となる資料
 - (1) 「明里御蔵出」の存在
 - (2) 御蔵出給人から出された年貢受取通知
 - (3) 手形による年貢収受について

今後の課題

はじめに

私は、令和元年度9・10月の文書館月替展示「年貢の納めどき - 誰が？いつ？どこに？ -¹⁾」を担当した。福井藩の年貢について焦点をあてた展示である。年貢に注目した理由はいくつかある。福井藩の地方知行制²⁾をテーマとして卒業論文に取り組んで以来、年貢収受と家臣の知行との関連性に関心があったことが一番大きな理由である。また、年貢というと中学校・高校の歴史の教科書でも必ず取り上げられるような基礎的な事項であり、資料や研究蓄積も豊富ではないかと考え、知識・経験の浅い私であっても何とか展示を行えるのではないかと、と実務的な面で淡い期待を抱いていたことも展示の題材として年貢に注目した理由の一つだった。

しかし、展示準備を進める中で資料や先行研究に触れてみると、自治体史などで年貢についての概略は説明されているのだが、具体的にはわかっていない部分が多いことに気づかされた。例えば、年貢の中心はいうまでもなく米（本途物成^{ほんともものなり}）であるが、この米からして、誰が運んだのか、村からどのように運んだのか、米以外の代替物で運ぶことはなかったのか、といった素朴な疑問点が次々と浮か

*福井県文書館企画主査

んだのだが、それらを具体的に説明する資料はあまり紹介されていないのである。また、展示の対象とした福井藩の場合、上級家臣の地方知行制を幕末まで継続したこともあり、年貢の収納先としては藩だけでなく、給人のケースも想定しなければならない。給人も小なりとはいえ、百姓から年貢を受け入れるシステムを保持していたはずだが、その概要や実情が窺える資料は非常に少ない。

本稿では、まず展示で紹介した福井藩の年貢関連資料の中で特に印象に残ったものをいくつか紹介し、同藩の年貢をとりまく状況について概観したい。その後、展示を通して得た年貢についての疑問点を整理し、最後にそれらの疑問点について今後の指針となる資料をいくつか紹介したいと思う。

1. 月替展示で紹介した福井藩年貢関連資料

(1) 百姓、庄屋の年貢業務とその時期

福井藩における年貢收受の概要を紹介する資料として「福井藩役々勤務雑誌 地」(写真1)³⁾を展示した。この資料は、大正時代に旧福井藩士、鈴木準道が著したものだが、その中に中根雪江と浅井八百里が、若年の松平慶永に年貢について建言したとされる「御収納之次第書」が掲載されている。同資料は、福井藩の年貢について全般的に触れており、『福井県史』や『福井市史』等の年貢関連の記述の基礎をなしている⁴⁾。



写真1 松平文庫「福井藩役々勤務雑誌 地」

展示では、百姓と庄屋の年貢收受業務と、年貢收受の時期について説明した箇所を紹介した。最初に百姓および庄屋についての記述を抜粋する(句読点および中黒、下線部は筆者により追加、以下の資料も同様)。

○ 御百姓

右之者共、年中耕作困窮仕、右割方之通御年貢を庄屋迄相納申候、

但、米ハ明里・三国・松岡・廣瀬等之御蔵江最寄次第ニ相納、御蔵所役人之受取書を庄屋方へ相納申候、又遠方ニ而、現米持運ニ致難儀候村方ハ、手寄之処ニ而米を売り、又ハ山家杯ハ薪の類、浦方ハ獵之肴、或ハ畑物、又ハ手励之品等を売払、米之代リニ右銀子を庄屋へ相納申候、是を銀納と申候、

一、右御百姓之内、御田地所持仕候者を高持と唱へ、高持之田地を借受耕作仕り、年貢を高主へ相納申候、此者共ハ一入艱難仕りなから得分薄く殊更ニ愛憐すべき者ニ御座候、

○ 庄屋

右之者ハ村々ニ壺人ツ、有之、惣御百姓ノ御年貢を取集メ御代官方へ相納候役人に御座候、村方ニより兩人之所も有之候、

但、惣御百姓共之内御年貢相滞り候者へハ催促仕り、或ハ無拠義有之差支候者ハ、庄屋共介抱

仕り、御年貢不滞様心配仕候事ニ御座候、若相滞候義御座候節ハ宿預と申ニ相成候、是ハ御代官方ハ御城下之宿屋へ預置、他出も指留村方へも帰し不申候、左様相成候へハ村方之者共庄屋之難儀を救んとて種々工面仕候而、滞候分を取集メ庄屋へ相渡し、夫を御代官方へ指出、漸帰村仕候、又手鎖を打候事も有之、又愈相滞候得ハ入牢ニ及候事も有之候、何分困窮ハ仕候へ共村方ニ而頭立候役人故威勢も有之候ニ付、此者残忍・邪欲ニ御座候へハ甚た下之痛ト相成申候、

以上を大きく分けると、①年貢（本途物成と小物成）の届け先と負担方法について、②持高の無い百姓について、③庄屋の村内での役割について記述されている。それぞれの内容は以下の通りである。

- ①米（本途物成）は、藩の蔵（^{あかり}明里・三国・松岡・廣瀬など）まで百姓各自が割り付けられた分を現物で納める。但し、藩の蔵から遠方の場合や、山村における薪類・浦での海産物・畑作による農産物・手土産などは売り払って庄屋まで銀で納める。
- ②百姓の中で自ら田地を所有しているものを「高持」というが、その「高持」から田地を借り受けて耕作し、年貢を高持に納めている者たちは一層苦勞している。この者たちは取合（収益）が低いので、より憐みをもって目をかける必要がある。
- ③庄屋は各村に1人ないし2人おり、村内の百姓から年貢を取り集め、代官まで納める。村内の百姓の中で年貢を滞納するものがあれば催促し、やむを得ない事情がある場合には米・金銭の貸与を含む形での手助けを行うなどして、年貢が滞らないように心配りをしなければならない。もし、村の年貢が滞った場合、庄屋は城下の宿屋（一般的な宿屋ではなく牢に準じるような施設）へ拘禁され、外出も帰村も許されない。そうなった場合、村の者たちは庄屋を救おうと滞納分を工面し庄屋へ渡し、それが代官に差し出されてようやく帰村が許される。手鎖を掛けられることもある。滞納が続くときは入牢となることもある。難儀な役目ではあるが、村のとりまとめ役でもあるため村内では権力もあり、この者が残忍邪欲であると村の百姓は甚だ迷惑を受ける。

次に年貢を納める時期についてだが、まず藩が示した年貢収受の正規のスケジュールについては、以下のように記述されている（なおルビについては資料中のものをそのまま記述した）。

○^{ナツフギン}夏夫銀 六月ハ追々上納仕候、

但、正月ハ六月迄ハ前年之御収納後れニ而、此夏夫銀より当年之御収納と相成申候、

○^{アキフギン}秋夫銀 九月ハ追々上納仕候、

○^{シンナフ}新納 秋ノ土用過ハ九月・十月・十一月・十二月と追々当年之新穀を相納申候、

右之通上ハ御取立と唱へ、下ハ上納と唱へ、年中間断無之事ニ候

上記をみると福井藩の年貢収受は、6月から夏夫銀（高掛物である夫銀の一部）、9月から秋夫銀（同様）、秋の土用の日（9月初旬～中旬）以後からその年の生産物（本途物成と小物成）を納め、いずれも年内に納め終わることが原則だったようだ。しかし、「正月ハ六月迄ハ前年之御収納後れニ而」、「年中間断無之事ニ候」とあるように、翌年の6月まで延滞することが既に想定されており、実

際には年内に年貢収受が滞りなく済むことは難しいのが実状であった。年貢を延納した場合についても以下のように記述されている。

○^{ハルイリ}春入 正月仕切と唱申候、

但、是ハ前年之暮迄ニ納メ後レ候を、正月晦日切ニ相納申候、

○^{ノベマイ}延米 三月・四月・五月晦日切、

但、是ハ前年之暮ニ上納可為致見詰無之ニ付、三月切・四月切杯と月を限り上納見延置候を追々上納仕候事にて、未進とも申候、

○^{ウリツケ}・^{ホウクワニンマイ}奉公人米 六月仕切と唱申候、

但、是ハ前段之上納次第二手後レと相成、米納六ヶ敷相成候へハ、当月限銀納ニ申付候、是を売付と申候、又奉公人米と申ハ、正月仕切相後レ二月ニ相成候而も難出来節ハ、二月中御切米取へ御渡ニ相成候御切米を借受、夫ニ而相済シ置、六月ニ至リ右御切米を上納仕ル儀ニ而、甚重き事ニ相成有之、此上納不相済候得ハ、直ニ首を切られ候御定法故首切米とも申候、

一、惣而前年之六月より夏夫上納相始リ、翌年之六月切ニ而悉皆相済申候、是も年内皆済と申而年之内ニ上納相済候ハ上下之本意ニ候得共、下々困窮ニ而左様ニハ難相成ニ付、無抛翌年之六月迄も追々後れニ相成事と候、

春入は1月の晦日まで、延米は3～5月の晦日まで、売付・奉公人米は6月まで、とそれぞれ年貢を延納した場合の呼び名である。売付については収穫の時期とかけ離れていることもあってか、米で納めることが難しい場合は銀納を認めている。また奉公人米については、藩が2月に切米取へ給与分の米を与える時に、それを滞納している百姓に貸し出す形にして取り立てている。その後、6月末までに借用分を返却させるのだが、もし返却できなければ即座に首を切られたので首切米ともいわれた。切米取の生活の糧を人質に取ることで、百姓たちの年貢についての意識を高めようとしたのであろうか。

延納した場合について、このような呼称がつけられていること自体が、年貢滞納が常態化していたことの証拠といえる。後述するがこれらの名称は藩と村方でやり取りされた年貢関連資料（「納方一紙目録」・「納方本通」）でも見受けられる。「年之内ニ上納相済候ハ上下の本意に候得共」とあるように、年貢収受を年内に完了させたいのは藩側・村方共通の思いであったようだが、困窮などを理由として達成が難しかった様子が読み取れる。

「御収納之次第書」にはその他に年貢収受に関わる藩の役職（代官、奉行など）の職務についてや、越前の田地や年貢率の特徴についてなどの全般的な記述がある。福井藩の年貢を知るうえで最重要資料であることは間違いない。しかし、先述したように「御収納之次第書」自体は江戸末期を対象とした資料であり、鈴木準道が「福井藩役々勤務雑誌」にそれを記載したのは、江戸時代から半世紀経過した大正時代であったことは念頭に置く必要はある。資料批判を行いつつ検証を行わねばならない。

(2) 検見取か定免か

年貢率決定の方法を徴租法と呼ぶが、主なものとしては検見取と定免があった。検見取は秋に稲の出来具合を見て決定する方法、定免は過去数年間の年貢率を元に次の数年間の年貢率を決める方法である。近世前期は概ね検見取が採用されたが、中期以降は定免を採用する藩もみられるようになった。

検見取から定免への移行の理由は、幕府・藩側、村方の双方に求めることができる。幕府・藩については、豊凶に左右されない安定した年貢収受を可能とすること、年貢収受を管理する代官や代官下代の不正を防止することなどが挙げられる。一方、村方からみると、定免となることで検見に関わる諸費用を節約できること、稲刈りの適期を失わないこと、年貢量が一定となるため計画的な農業経営が可能となること、などが理由として挙げられる。

福井藩においても1748年（寛延元）以降、数度定免が実施されている⁵⁾。しかし、検見取と定免の必ずどちらかに制度的に固定していたというわけではなく、村からの願い出により柔軟に変更していたようである。次の坂井郡細呂木村で、本陣と問屋役を勤めた森家に残された資料⁶⁾は、困窮を理由に検見取から定免に変更を求めた一例である。

乍恐口上書を以奉願候

一、細呂木村年来困窮之上、此近年別而大困窮仕候所、家居等も及破損候得共修覆等も不罷成、其上宿並御用等も相勤り不申、惣困窮と申内大破之者拾人余御百生難在剩村難題ニ相究り候ニ付、去亥秋書付を以其品御願申上候処、御慈悲之御了簡之上御免御用捨、其上御米三拾八俵御下行被成下、難在忝可申上様も無御座候、誠ニ借銀方ニ御高山林等いり質ニ罷成、利足之沙汰ニも難及、必定落質ニ罷成、細呂木村之家替過半減シ可申所、御威光を以右金先共永年符ニ相詫候故、右大破之者共初百姓共只今潰ニも不罷成、御百姓可取続と難有奉存候、即被下置候御米を以年符割合銀相払申候、然共本来高借銀ニ御座候故、御下行被成下御米ニ而壹ケ年之割合銀ニ少々行届キ不申、又々臨時借銀ニ罷成候、尤借銀年符ニ相詫立銀済切候得ハ、御高山林請返シ申筈ニ御座候得共、年符割合銀相済候迄、右御高山林書入延引難成証文判形仕、猶又御組頭與判添相渡申、割合銀滞候得ハ質物相渡シ申筈ニ御座候、尤年符帳面指上置候へハ、ケ様ニ申上ルニ不及と奉存候得共、御大切之御高山林等質物ニ渡シ置候ゆへ如此之儀申上候、右割合銀ニ行届申程之御慈悲を奉願候、猶其上御免相之儀今少々御用捨被成下、百生等力付申迄、年季免ニ被為成可被下候、左様無御座候而ハいつとても困窮相止申時無御座、毎度御苦勞申上儀、御冥加之程悪敷奉存候、向後百生等弥心を合、此末御苦勞成儀不申上、御納所諸御用無恙相勤可申条、今少々御慈悲を奉願候、

右之趣被為聞召上、御慈悲之上御了簡之上願之通被成下候ハ、生々世々難有忝可奉存候、以上、

子八月 細呂木村 惣百姓等

御奉行様

時期は未詳であるが、同家資料群を概観すると近世後期に類似した資料が多いので、この資料も近

世後期と考えるとよいだろう。細呂木村は、江戸時代には北陸道の宿駅に定められており、17匹の役馬の常備を義務づけられていた。国境であるため、口留番所が置かれ、当村高652石余のうち、326石余分の夫米や糠藁代が免除されていた。

内容は以下の通りである。細呂木村では年来の困窮を理由に去年（亥年）の年貢の減免を願い出て許され、さらに下行米三八俵が下げ渡された。その下行米を質物の「年符銀」の返済にあてたのだが、返済分に少し及ばないので、結局また借銀を重ねることになってしまった。「年符銀」の返済を賄えるぐらいに年貢をもう少し軽くしてほしいことと、百姓が力をつけるまで年季免（定免）にしてほしいことを願い出ている。

検見取と定免を比較すると、一般的には豊凶に関係なく毎年一定額の年貢収受を可能とする定免は、領主側に都合の良い徴租法と解釈されることが多い。実際に村方に残る徴租法についての資料は、定免実施下において、検見取に変更を求めるものも多い。定免を行いたい藩と検見取を希望する村方という構図が想定される。しかし、少数ながらもこの事例のように検見取から定免への変更を願い出た資料もあり⁷⁾、状況によっては村にとっても定免となることで余力を蓄えることが可能であった。また、検見取についても、藩の役人の実地検分に対して、受け入れる村側では相当な負担を強いられており⁸⁾、村方からみれば単純にどちらかが良いとは言えないものだったようだ。

（3）免状の簡素化と下行米による調整

幕府や多くの諸藩では年貢率を決定し、村方へ通知した割付状を免状、完納したことを認める受取書を皆済状（皆済目録）と呼び、年貢収受を管理していた。少数ながら福井藩においても近世初期の免状と皆済状が見受けられる⁹⁾。免状については確認できるものは一通のみだが、内容は簡易なものである。近世中後期以降、免状はいつそう簡素化したものになり、皆済状については他藩に見られるような形式のものは今のところ見つかっていない。簡素化した免状を補うものとして「納方一紙目録」（以下「一紙目録」）が、皆済状の代わりとして「納方本通」（以下「本通」）がそれぞれ作成されているのが同藩の特徴といえる。

展示では、吉田郡河合鷲塚村、加藤九左衛門家に残された、1837年（天保8）の免状・「一紙目録」・「本通」等の年貢関連資料を紹介した。同村は江戸時代を通じて福井藩領に属しており、村高は2,036石余の大村であった。村は東組・西組に分かれており各組に庄屋が置かれた。加藤家は東組の庄屋を勤めていた。同家の資料群の中で、1833年

（天保4）～1843年（天保14）までの年貢関連資料は、免状や「一紙目録」などが、一年ごとに一括りにされて伝来している。何故このような形で資料が伝来したのかは推測の域を出ないが、年貢収受における前例を踏襲していくためか、または年貢収受後に藩に対して、或いは村内において問題が発生したときに、年貢収受に関わる複数の書類があった方が事態を解決しやすいためであろう



写真2 「(酉年免状)」¹⁰⁾

か。いずれにしてもいまだ未解明な部分が多いの福井藩の年貢収受を検討する上で、大変有用な資料である。

免状は、差出人として藩の代官（渥美助左衛門¹¹⁾）の名と押印があり、年貢率（28.5%）と下行米（合計すると214俵）のみを記した簡素な内容である。また、上部には代官の割印がある。

1833年（天保4）～1844年（天保15）の期間において、免状が残る年について、年貢率・下行米等をまとめたのが表1である¹²⁾。年貢率

表1 天保4～15年における免状の年貢率・下行米

	干支	免(年貢率)	下行米等	備考
天保7	申	28.5%	12俵	未新百姓壹人下行
			114俵	当作難下行
天保8	酉	28.5%	6俵	未新百姓六人下行
			18俵	当酉新百姓六人下行
			190俵	当無毛作難下行
天保9	戌	28.5%	12俵	酉新百姓六人下行
			103俵3升	当戌年々三ヶ年作難定下行
天保10	亥	28.5%	6俵	酉新百姓六人下行
			103俵3升	去戌年々三ヶ年作難定下行
			65俵	御手当初借上納指図次第
天保12	丑	28.5%	6俵	去子年新百姓三人下行
			103俵3升	当丑年々三ヶ年作難定下行
天保14	卯	28.5%	98俵	当作難下行
天保15	辰	28.5%	(記載なし)	

たる1844年（天保14）には、その記載はない。当初は3年間下行米（103俵3升）を下賜することを予定していたが、何らかの事情で取りやめになったと思われる。

天保年間という限られた期間のみを対象としているのでまだ断言はできないが、藩は免状における年貢率については、飢饉という緊急時においても増減させておらず、救済策としての下行米の増減で村方の困窮に対応していたことが読み取れる資料である。下行米のみならず年貢率も変化しうる状況はいかなる時かは、今後の検討課題としたい。

(4) 「納方一紙目録」と「納方本通」の役割

写真3・4は、先ほどの免状と同年の「一紙目録」および「本通」である（「本通」については四頁の長帳形式の資料であるが、三・四頁部分については省略した）。「一紙目録」については末尾に、「本通」については冒頭に差出人として代官下代（林磯右衛門¹³⁾）の名がみられる。「本通」の上部には代官下代の割印があり、年貢を収受したことの証明している様子が窺える。

「一紙目録」と「本通」の記述内容をまとめたのが表2である。全体の構成を確認すると、まず年貢についての基礎情報（村高、年貢率など）が示され、次に本途物成（取米と口米の実際の納め方）についての記述、最後に小物成や高掛物についての記述に分れている。藩への年貢収受に関する内容がほとんどだが、江料米（用水維持のための村方の費用）など、郷盛と称される村方の費用も盛り込まれている。用水維持について本来は用水奉行および、その上役としての郡奉行の管轄であり、なぜ

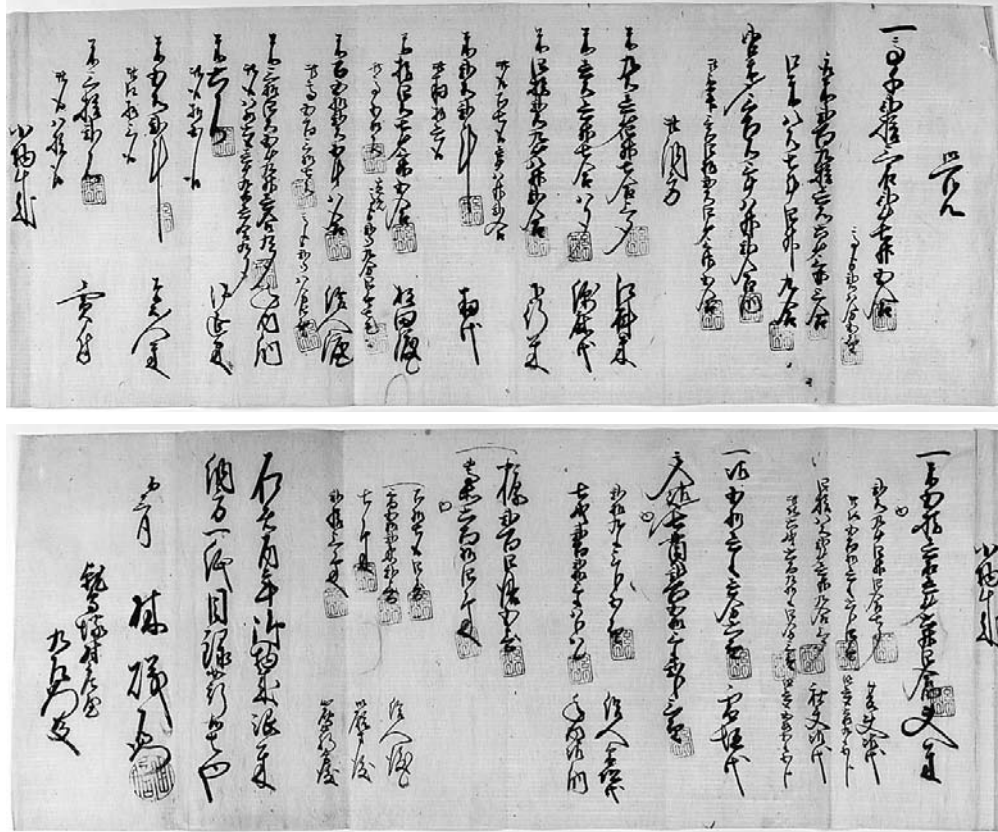


写真3 「寛（西年御物成銀米納方一紙目録二付寛）」（上：前半部分、下：後半部分）¹⁰⁾

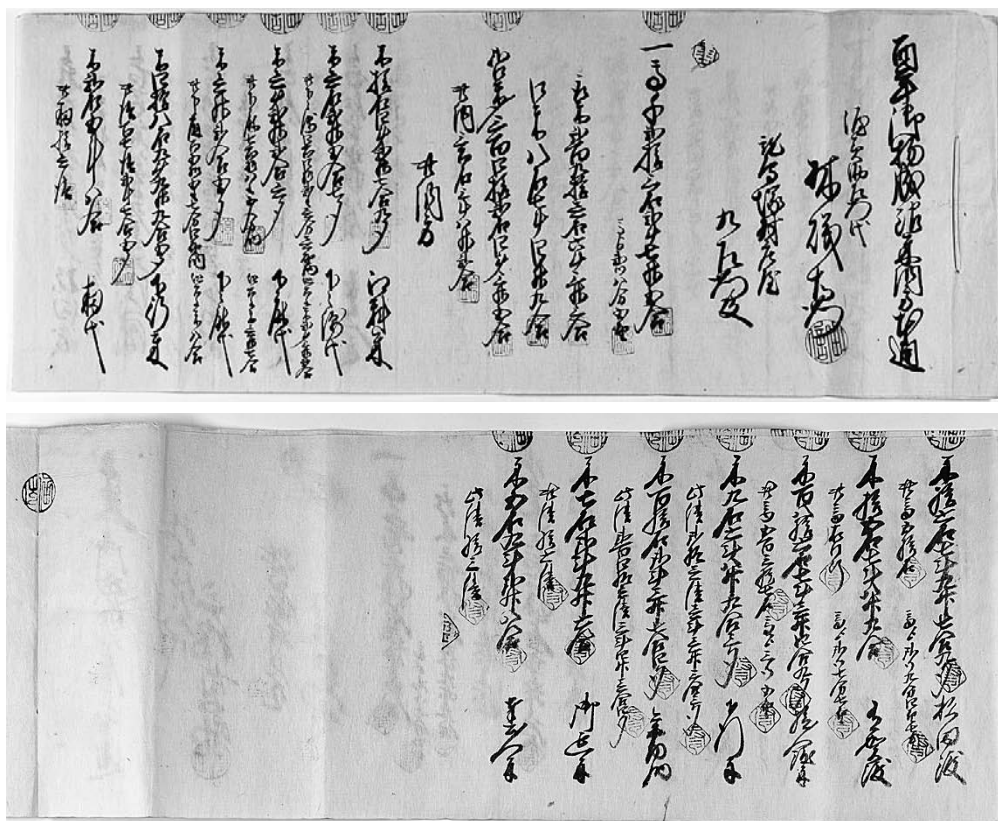


写真4 「西年御物成銀米納方本通」（上：一頁目、下：二頁目）¹⁰⁾

代官下代の発行する年貢収受を目的とした「一紙目録」・「本通」に記載されているのか疑問である。用水維持といったインフラとして公共性の高いものについては、その費用は年貢収受の中で行われていたのだろうか。用水奉行や郡奉行と代官（代官下代）がどのような連携を行っていたかも含めて今後の検討課題としたい。

数量については、本途物成は石高で示され、夫米・雪垣代・糠・藁などは現物とともに銀に換算した数値が示されている。「一紙目録」と「本通」を比較すると、基礎情報である村高や年貢率、高掛物の数値は一致しているが、細かいところでは以下のようにいくつか項目や数値の違いが見られる。

小計（取米と口米の合計）については、「一紙目録」ではまず納枿¹⁴⁾基準での数値が示され、それを京枿に換算した場合の数値が示されている。「本通」では逆に京枿基準での数値が先に示され、後に納枿に換算した場合の数値が示されている。本途物成の各項目に注目すると、ここでも「一紙目

表2 天保8年の「納方一紙目録」と「納方本通」の比較

		納方一紙目録			納方本通			
		米(石)	銀(匁)	その他	米(石)	銀(匁)	その他	
基礎情報	①高	1023.275			①高(村高)	1023.275		
	②年貢率			28.5%	②年貢率			28.5%
	③取米	291.633			③取米	291.633		
	④口米	8.749			④口米	8.749		
	⑤小計(納升)	300.382			⑤小計(京升)	342.435		
本途物成についての記述	⑥江料米	9.1473			⑥江料米	10.4279		
	⑦綿麻代	1.178			⑦下々綿代	1.257		
	⑧下行米	42.982			⑧下麻代	0.1221		
	⑨舂代	2.2			⑨下々麻代	0.0125		
	⑩杉田渡し	14.735			⑩下行米	48.9995		
	⑪給人渡し	152.58			⑪舂代	2.58		
	⑫年内納	34.5919			⑫杉田渡	16.7979		
	⑬御延米	6			⑬給人渡	173.8591		
	⑭奉公人米	5.2			⑭年内納	75.9143		
	⑮売付	32			⑮御延米	6.84		
小物成や高掛物についての記述	⑯夫米	51.164			⑯夫米	51.164		
	⑰夏夫銀代	2.9447	511.64		⑰夏夫銀代	2.9447	511.64	
	⑱秋夫銀代	48.2193	6690.43		⑱秋夫銀代	48.2193	6690.43	
	⑲雪垣代		51.16		⑲雪垣代		51.16	
	⑳小計(⑰+⑱+⑲)		7253.23		⑳小計(⑰+⑱+⑲)		7253.23	
	㉑給人雪垣代		29.35		㉑給人雪垣代		29.35	
	㉒年内銀納(⑳-㉑)		7223.88		㉒年内銀納(⑳-㉑)		7223.88	
	㉓糠			204俵5分	㉓糠			204俵5分
	㉔給人渡し			117俵4歩	㉔給人渡し			117俵4歩
	㉕差引(㉔-㉓)			26.13	㉕差引(㉔-㉓)		26.13	87俵1分
	㉖藁			614束	㉖藁			614束
	㉗給人渡し			352束2分	㉗給人渡し			352束2分
	㉘御厩方渡			7束	㉘御厩方渡			7束
㉙炭薪方渡			23束	㉙炭薪方渡			23束	
㉚御厩方渡			14束	㉚御厩方渡			14束	
㉛差引(㉗-㉘+㉙+㉚)			19.6	㉛差引(㉗-㉘+㉙+㉚)		19.6	217束8分	
㉜合計(㉖+㉛)			45.73	㉜合計(㉖+㉛)			45.73	

※米(糠・藁)と銀の両方の記述がある項目は、最初に米(糠・藁)の数量の記述があり、次にそれを銀に換算した数値が記述されていることを示す。

録」は納枿基準、「本通」は京枿基準の数値になっている。

「一紙目録」で綿麻代となっているものは、本通では下々綿代・下麻代・下々麻代と項目が分かれている。また売付と奉公人米は、先述した通り年貢の延納を認めるものであるが、「本通」では売付がみられない。「一紙目録」での年内納と売付の合計と、「本通」での（京枿から納枿に換算しなおした）年内納の数値がほぼ一致しており、その他の項目は変化がないことから、「本通」では年内納にまとめられたと考えられる。「一紙目録」により年貢収受が命じられた当初は売付の扱いとなったが、何らかの事情で年内に納めることができたため、「本通」には売付の項目が記述されなかったのだろう。

小物成（高掛物）のなかでも、糠・藁については「本通」では項目がより詳細に分かれている。また納め先を指定して一部を現物で納めさせている。

河合鷲塚村は、蔵入地と14家の給人知行地との相給¹⁵⁾の村であったので、給人に納める年貢についても記述がある。杉田渡し・給人渡し・給人雪垣代などといった項目がそれである。これらについての詳細は、既に『福井市史』で指摘されている¹⁶⁾。給人たちが本途物成の他、雪垣代・糠・藁を得ていたことがわかる。だが実際に全てを現物で得ていたか、藩と同じように一部を銀で代納させていたかは不明である。

現代でいえば免状と「一紙目録」が藩から村への納税通知、「本通」が年貢収受を証明する領収証ということになるだろう。「御収納之次第書」でみたとおり、納税通知を受けた庄屋は、持高に応じて年貢小割帳などで村内の高持百姓へ年貢を割り付ける流れとなる。

『福井県史』でも指摘されているように、加藤九左衛門家の年貢関連資料は、免状、「一紙目録」、「本通」の他、諸拝借物の覚書や給人への年貢の覚書など多様な資料が含まれている。一部については『福井県史』、『福井市史』に既に活字化¹⁷⁾されているが、いまだ手付かずの資料も多い。先述したとおり、これらの解明が福井藩の年貢納入方法を探る手掛かりになると考えられる。

（5）年貢滞納と庄屋入牢

「御収納之次第書」で見た通り、年貢収受は元来、年内完納が原則であったが、実態としては翌年の6月までに納めることが常態化していた。それでも年貢を滞納した場合は、厳しい処分が下された。年貢を滞納した百姓は、年貢を納めるために家財雑具を売り払わされ、それでも足りない時は、役人たちが屋敷中の物（竹木、布子、明日の飯、鍋・釜、農具など）を取り上げ、家から追い出し乞食となるまで年貢収受の追及が止まなかったことが「御収納之次第書」に記述されている。また、年貢滞納を理由とした散田追放の事例が『福井市史』に紹介されている¹⁸⁾。

また、年貢収受において欠かせぬ存在であった庄屋にも、村の代表者として厳しい処罰が下された。次の資料は、足羽郡東大味村で年貢滞納などを理由に庄屋が入牢を命じられた事例¹⁹⁾である。

乍恐口上書を以奉願上候

一、東大味村絶躰困窮ニ付、過分ニ御手当も被成下置、御慈悲を以是迄無難ニ成行難有仕合ニ奉存候、然処去暮御納所御仕切之義相後レ御返上物等延引仕候ニ付、先達而御代官様御咎として

庄屋牢舎被仰付奉恐入候、然共御納所年内御皆済仕候故、無難ニ御放免被成下難有奉存候、此度御役所様御吟味被為遊、是迄村中諸上納勉方不都合之段厳敷御詮儀之上、庄屋九兵衛牢舎被仰付重々奉恐候、依之恐多奉存候得共、以来之儀者御納所方諸上納等御定之日限少も無滞急度相勉可申候、勿論御救之内村中困窮を凌可申段、同苗を吟味仕耕作御仕切迄少も後レ不申様急度相守可申候、若小百姓之内油断勤方も有之候ハ、村役人共厳敷吟味仕候、猶又庄屋勤方之儀ハ何之分相勤申候共、村人共立合、少も無滞明白ニ相勤申候様御収納諸上納物無滞御皆済可仕候、村中共以来急度御受合可申上候、乍恐御願申上候義者、右庄屋九兵衛義年来是迄介抱も致呉候義紛無御座候、何卒御慈悲を以早速出牢被仰付被下置候様奉願候、重々御慈悲を以是迄村中無難ニ罷過候義御高恩之程難申上、難有仕合奉存候、乍恐御詫之願以来村中勉方御受合可奉申上候段、銘々判形仕指上申候、御慈悲之上早速御免ン被成下候ハ、以来無恙無難ニ相勤可申与難有忝可奉存候、以上

戊
二月

才兵衛 (印)

(以下23名の署名・押印 省略)

頭百姓 小右衛門 (印)

長百姓 長右衛門 (印)

同断 甚兵衛 (印)

庄屋 九兵衛 (印)

御奉行様

足羽郡東大味村は、「元禄郷帳」では高1000石余と記述されている。「名蹟考」「天保郷帳」「旧高旧領」ともに同高である。資料は、同村でたびたび庄屋を務めた白崎家九兵衛家に残されたものである。年未詳であるが、『足羽町史』では同資料を1838年(天保9)と推定している²⁰⁾。天保の飢饉の直後であり、村方の困窮が窺える資料である。

内容をみると庄屋(九兵衛)は、二度入牢が命じられている。一度目はこの前年末の年貢収受が遅れて藩へ返上すべき借財の返済期限を守れなかったため、その咎めとして入牢が命じられた。このときは年内に年貢収受を果たしたので放免となった。入牢が命じられただけで、実際には牢に入っていない可能性もある。その後、役所よりこれまでの年貢の勤め方について厳しい取り調べがあった結果、二度目の入牢が命じられている。資料後半部分に「早速出牢被仰付候」という文言があるので、この時は実際に入牢したものと思われる。東大味村の年貢米は、明里御蔵に収納されていたので、九兵衛が入牢を命じられた牢は、明里御蔵に附置していたものだと考えられる²¹⁾。

庄屋の出牢を願う代償として東大味村の百姓が誓ったことは、今後は苗の吟味から始まる普段の農作業、そして年貢の上納にいたるまで決して遅れないこと、小百姓のなかで年貢上納を油断しているものがいたら庄屋をはじめとする村役人が厳しく調べること、また庄屋についても村人が立ち会って年貢上納を遅れないようにすること、などであった。それらを誓うことで庄屋の解放を求めたわけである。同時に、百姓が庄屋の交代を求めることも珍しくない中で、新たな庄屋がたてられるわけでも

なく、百姓たちが九兵衛の解放を願ったのは、九兵衛の村内での日頃の取組み（＝「庄屋九兵衛義年来是迄介抱者致呉候義紛無御座候」）が、百姓から支持を得ていたことの表れともいえる。

年貢収受は、庄屋を中心とした村運営を前提として成立しており、村方の責任者である庄屋を入牢させることは、藩・給人などの収受する側にとっても重大事だったと考えられる。庄屋を入牢させたとしても、滞納した年貢が完納されない可能性もあり、むしろ庄屋不在により村内がより混乱することも考えられるからである。このような年貢滞納に関する藩法の推移をみつめ直すとともに、庄屋入牢に代表される処罰の事例の収集を今後も行っていきたい。

2. 福井藩の年貢収受への諸疑問

さて、展示準備中に私が疑問に思ったことや、展示を見ていただいた方からの質問で私自身、明確に回答できなかったものをまとめると以下の4点となる。

- ① 百姓各自が年貢を藩（給人）のところに持って行ったのか？
- ② 百姓は年貢をどのような方法で運搬したのか？
- ③ 百姓は年貢を金・銀などの貨幣あるいは為替などで納めることはなかったのか？
- ④ 給人の中でも御蔵出の給人は直接年貢を受け取っていたのか？

それぞれについて若干補足を加える。①については「御収納之次第書」にもある通り、年貢の中でも本途物成は、百姓各自が藩蔵（明里御蔵など）や、給人の知行地である場合は給人屋敷の蔵へ納めるものとされた。しかし実際はどのようなのだろうか。運ぶ先が同じ場所であるなら百姓各自が運ぶよりも、複数の百姓、或いは一村単位でまとめて運ぶ方が合理的であることは間違いない。無論、一村単位ともなると物理的に運ぶことが可能かどうかということも念頭に置く必要はある。

②について、百姓は本途物成を藩蔵や給人屋敷の米蔵までどのように運搬したのだろうか。江戸時代の年貢運搬の費用については、「地方凡例録」の「五里外駄賃之事」で記述されているように、年貢運搬の際に五里までについては百姓の自弁で五里を超える部分については藩・給人の負担とされており²²⁾、福井藩においてもそれは同様である。年貢運搬をどのように行うかで費用負担も変わるため、藩・村方ともに高い関心があったはずである。具体的な方法として、河川（九頭竜川・日野川・足羽川、およびその支川）を利用したであろうことは想像がつくが、藩領の全ての村において河川利用のみで、年貢運搬が可能であるはずがない。多くの村では陸上と河川での運搬を合わせた形が取られたのではないのだろうか。そうであるならば、河川を用いた場合は、各村から船着場を経て明里米蔵へというルートが想定されるが、いまのところそれを明確に説明する資料はない。『福井県史』では幕領における年貢輸送は触れているものの²³⁾、福井藩における百姓の年貢輸送の実態はいまだ解明されていない。村史などでわずかに触れられるのみである²⁴⁾。

③について、「御収納之次第書」で見た通り、本途物成は一部の例外（藩蔵から遠隔地である場合、延滞した場合の奉公人米の場合）を除いて、米で納めることが基本とされた。しかし、当然のことだが米を徴収した藩（給人）は、それを一部換金し、日々の支出に充てていたはずである。そうであるならば年貢受け取り時にある程度、百姓に金銀などの貨幣による収納を認める方が合理的ではないだろうか²⁵⁾。藩にとって換金する手間がはぶけるし、百姓にとっては運搬上のメリットが大きくなる。

為替による収納も同様である。幕領ではあるが、田方は米納、畑方は金納を原則としながら、実際には田方も大部分が金納であった事例が報告されている²⁶⁾。

④について、まず福井藩の地方知行のありかたについて確認しなければならない。福井藩の給人に許された権限は『福井県史』や『福井市史』などでも既に言及されているが²⁷⁾、特に貞享の半知²⁸⁾以後について「御用諸式目」²⁹⁾、「国事叢記」³⁰⁾、「御収納之次第書」で再確認すると、以下のようにそれぞれ記述されている。

・「御用諸式目」（「知行并扶持切米被下定」）

一、知行高六百石より以上ハ地方

高千石ニ一円村一カ所被宛割渡之、其内山川共ニ支配之儀ハ本多孫太郎一人之外不被許之

一、知行高五百五拾石より以下ハ御蔵出、但其年之御蔵免惣平均ニ而被下

・「国事叢記」

六百石以上地方、〔地方云ハ村渡、手前百姓免手前ニ而切、人足取仕、御本知迄知行分不殘地方なり〕、五百石以下御蔵出、〔御蔵出ト云者、村ハ雖渡御代官より免切万事指図ス、是御半知より始ル、御書出被下置也〕

・「御収納之次第書」

御家中六百石以上を地方取と申候而、百姓共ハ直ニ相納申候、六百石以下ハ御蔵出しと申而御蔵所より被下置候姿ニ御座候、

但、地方取ハ糠・藁・雪垣代・綿麻等も百姓ハ直納御座候、役銀之類ハ御家中ニハ無之候、御蔵出ハ綿麻も上より被下候、以上

上記に拠りながら、福井藩の地方知行について簡単に整理を行うと以下のようになる。

給人は貞享の半知以後、地方と御蔵出に分かれている。両者を分ける石高は、地方は600石以上、御蔵出は、上記の資料の中で成立年代が最も古い「御用諸式目」によると、550石以下のものを指す。貞享の半知以後の吉品時代の給帳³¹⁾で実際に確認すると、600石の波々伯部小左衛門・水谷織部までが地方、550石の松原三郎兵衛・天方五郎左衛門以下が御蔵出となる。

地方は、石高1000石につき一村全てを知行として与えられる。但し、府中本多家を除いて山川までの支配は認められていない。また、知行地の免（年貢率）を自分で決定することができるし、人足なども徴用できる。糠・藁・雪垣代、綿麻なども百姓から直接取り立てることができる。

御蔵出は、知行は下されるものの、免決定の権限はなく知行所に関わる一切を藩の代官から指示される。免については御蔵免（蔵入地の年貢率か）の惣平均とされ、年貢は御蔵所（明里御蔵など藩庫か）より下される。綿麻なども藩から下される。

地方は、旧来からの地方知行を受け継ぐもので、一定の権限は有していたが、御蔵出については、年貢率を自分で決めることができず、また、糠・藁・雪垣代などの徴収についても明言されず、地方知行としては有名無実化した存在だったともいえる。「御収納之次第書」では、藩蔵から年貢を下されるとあり、もしそうであれば家格的な優越性はあったにせよ、実質的には切米取や扶持米取と何ら

変らない存在となる。

これら①～④の諸疑問について、現状で全てについて明確に説明するだけの資料は持ち合わせていない。しかし、今後の研究の指針となる資料はいくつか見出すことができた。次にそれら資料を紹介し、簡単に考察を加えたい。

3. 指針となる資料

(1) 「明里御蔵出」の存在

写真5は、1779年（安永8）の福井藩の給帳である³²⁾。知行高順に家臣名が列記されており、地方（府中本多家を含む）は32家、御蔵出は370家、その後は寺社領と役料についての記載がある。特筆すべきは、御蔵出の中で「明里御蔵出」と添書されたものが20家（藩士では15家）見られることである。「明里御蔵出」に該当する家と知行高等をまとめた表3である。

毛受伝三郎以外は、知行分全てが「明里御蔵出」となっている。牧村清左衛門から打它直右衛門の5名は商

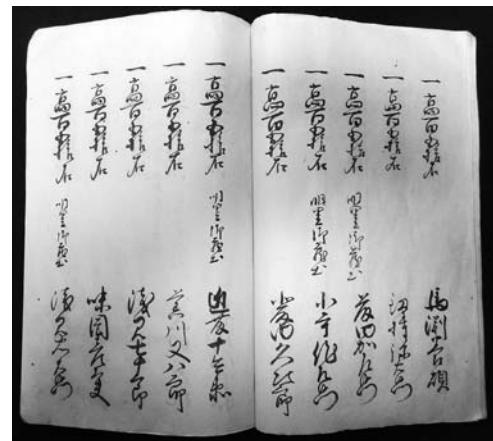


写真5 「安永八 亥年知行給帳」

表3 「明里御蔵出」に該当する給人(名目的な者も含む)

給人名	高(石)	備考(添え書きなど)
毛受 伝三郎	100	足高100石分が明里御蔵出(このときの毛受の本知は500石)
大道寺 孫九郎	500	
大井 弥十郎	200	足高50石分を含む
藤田 加左衛門	150	
小寺 作左衛門	150	
近藤 十兵衛	150	
浅見 忠右衛門	150	
桜井 庄九郎	150	足高50石分を含む
埴原 八蔵	100	
加藤 八郎左衛門	100	
大道寺 七郎右衛門	100	
中沢 助四郎	100	
福山 金之丞	100	
嶋川 門太夫	100	
杉山 三郎左衛門	100	
牧村 清左衛門	300	年貢率は33%
牧村 五郎右衛門	300	年貢率は33%
木谷 藤右衛門	200	年貢率は31%
橋本 助右衛門	150	年貢率は32%、外に150石分の(藩の)借財あり
打它 直右衛門	50	年貢率は31%だが、宝暦11年から6%分を藩が借知したため、実際には25%
合計 20家	3250	

人³³⁾であり、年貢率・借財・藩への借知分などがあわせて記載されている。名目的なこととはいえ、商人をこのような形で御蔵出と扱っていることは興味深い。

御蔵出のなかでも特に「明里御蔵出」と明記された理由については今後の検討が必要である。先ほどの5名の商人の他、15家の藩士についてもこの時期に福井在住ではなかった（江戸詰の）可能性もあるがまだ断定はできない。

「明里御蔵出」とわざわざ明記されたということは、逆をいえばそれ以外の御蔵出は、知行地より直接年貢を受取っていた証拠ともいえる。今後、他の給帳との比較や類似資料の収集などのより深い検討が必要である。「明里御蔵出」が文字通り明里御蔵から米を受取っていたとすれば、先述したように地方の中でも府中本多家は、他にない特権を認められていたので、年貢収受の内容や方法の違いで福井藩の給人を正確に区別すると、府中本多家、地方、御蔵出、「明里御蔵出」に分かれることになる。

(2) 御蔵出給人から出された年貢受取通知

先に見た藩の代官下代が発行した「本通」にあたる文書を、給人も年貢収受の証明として自身の知行地の庄屋に渡していた。写真6はその一例で、加藤九左衛門家に残る資料である。河合鷲塚村を知行地とした給人の内、下山半左衛門から発行された「物成米通」³⁴⁾である。

内容は、月日・具体的に納めたもの・百姓名の順で箇条書きされ、末尾に給人（あるいはその家中のもの）が年貢を確かに受け取った旨を記している。資料上部に給人の割印がある点は、先に見た藩

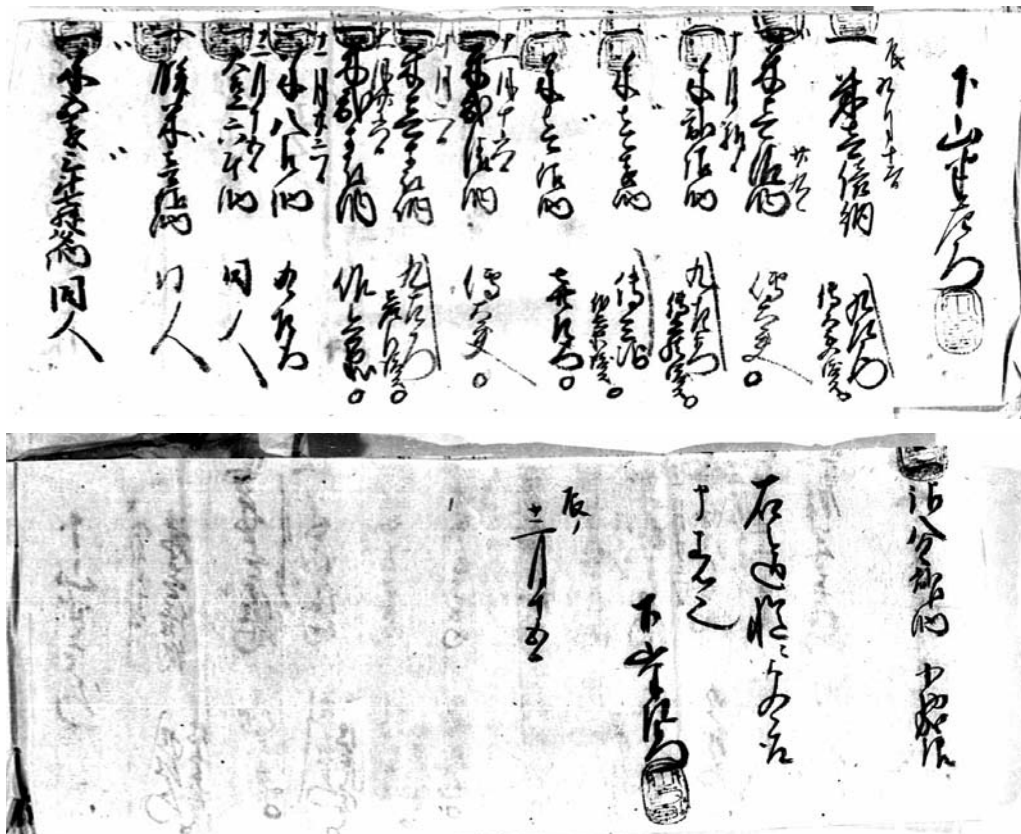


写真6 「(下山半左衛門物成米通)」(上:前半部分、下:後半部分)

表4 下山半左衛門が行った年貢収受の内容

月	日	収めた物	数量	年貢負担者	備考	
9	12	米	1俵	九左衛門	伝太夫が渡す	
	29		1俵	伝太夫		
10	1		2俵	九左衛門	伝蔵が渡す	
			1俵	伝兵衛	作兵衛が渡す	
	2		1俵	喜左衛門		
	2		1俵	九左衛門	彦右衛門が渡す	
11	26		2俵	作兵衛		
			8俵			
12	15		大豆	6斗	九郎左衛門	
			餅米	1俵		
		米	5俵3斗7升			
		銀	8匁2分		小物成銀	

表5 坂野鉄三郎が行った年貢収受の内容

月	日	収めた物	数量	年貢負担者	備考
9	7	米	0.5俵	久左衛門	
	8		1俵	七郎右衛門	
10	8		1俵	善助	
			4	1俵	庄右衛門
	6		1俵	九郎右衛門	
	9		1俵	九郎右衛門	
11	10		1俵	九兵衛	
			1俵	小左衛門	
	11		1俵	庄右衛門	
			1俵	九兵衛	
	15	1俵	作兵衛		
		1俵	九兵衛		
		1俵	九郎右衛門		
		2俵	作兵衛		
18	手形	9俵	善助		
		5俵	善助		
12	14	1俵	九左衛門	(米)米9升8尺分	
		5匁8分5厘	七郎右衛門		
	14	銀	8匁2分		小物成銀
		6匁5分			餅米上端

の代官が発行した「本通」と共通している。年貢収受の確認をしたことが読み取れる。下山半左衛門と同じく河合鷲塚村に知行地を持った坂野鉄三郎が発行した「物成米通」³⁵⁾と合わせて、内容を表4、5にまとめた。

百姓名については年貢の負担者であると同時に運搬者であると考えられる。表4にあるとおり、年貢負担をした百姓の後ろに〇〇渡すと記述された事例もあり、両者が異なる場合も見られる。

実際に納入された物を確認すると本途物成は米納、小物成は銀納されているが、表5の善助、九左衛門のように米を手形で納めている例も見受けられる（善助は11月18日、九左衛門は12月14日）。善助の場合、同日に米9俵を現物で納めており、なぜ現物と手形に分けて納入したか、ここでは理由はわからない。

御蔵出の給人が発行したこのような「物成米通」は少数ながらいくつか残存している³⁶⁾。それらを確認することで年貢を直接収納していた御蔵出の姿を浮き彫りにすることができると思われる。

(3) 手形による年貢収受について

次の資料は、吉田郡二日市村加藤竹雄家文書に残るものである。府中本多家の知行地となった19の村々が連名で出した年貢を手形で納めることに関連した願書³⁷⁾である。主要部分を以下に抜粋する。

乍恐口上書を以奉願上候

一、私共村々御収納米御手形御上納仕候処、右御手形之義相場直段相定り御座候而、私共村々御収納ニ罷登り候而御手形買懸り候得ハ、直段も相狂ひ御手形払底ニ罷成一向手ニ入不申、依之無是非銀子持帰り相場も見合罷有候内、段々納下りニ相成御上納米一所に相束り迷惑仕候処、近年ハ極月ニ至候而御手形之分直段高直成相場ニ罷成候処、百姓之儀下米を売払候而御手形を買申候而御上納仕候処、何れ米相場之義ハ時々平均高下狂ひハ可有御座御義ニ候得共、右躰御当所御手形直段相場町頭米相場とハ多分間銀売損御座候而、村々一統ニ難義至極仕候、乍恐厚ク御慈悲之御下ニ住居仕貧窮之村々、年々奉蒙御憐愍難有取続申候処、右御手形多分間銀正米売損之義ハ、乍恐御上之御益ニも相成不申、百姓之内損ニ而困窮之元と罷成難洪ニ落入、乍恐此末格別之御難題筋等御願可申上候段奉恐入候ニ付、無拠御願奉申上候間、何卒御慈悲之上右難洪之趣被為聞召分、町平米相場ニ銀五分高二銀子ニ而御取立被成下置候様奉願上候、勿論御手形手ニ入申時ハ随分御手形ニ而上納可仕候、(中略)

寛政五丑年十一月 種池村 庄屋 吉右衛門 (印)

(以下18ヶ村の庄屋の連署・押印 省略)

御代官様

要約すると以下のとおりである。年貢収受の時期にあたり、年貢を手形で納めようとしたところ、近年は12月に手形の値段が高くなる傾向にあるので、その前に下米を売って手形を買い求め、手形を納めようとしたが、今年は値段が高く手形を手に入れることができなかった。米を売ることができないことは、本多家のためにもならないことなので、手形を入手できない場合は町の米相場に銀五分を足した形で納められるようにしてほしい。もちろん手形が手に入った場合は、手形で納めさせてもらう、という内容である。

年貢収受について、現物だけでなく手形によってもなされていたことを示す資料である。この資料の差出人が本多氏知行所の村々の庄屋の連名であることや、先述の御蔵出による「物成米通」にも手形の文言が見えることを考えると、手形による年貢収受はそれほど特殊な事例ではなかったのではないだろうか³⁸⁾。またこの資料をみると、代替物での年貢収受の優先順位は、手形が第一で次に銀だったことも興味深い。このような手形による年貢収受の事例を収集することで、代替物による年貢収受の実態がある程度見いだせるのではなかろうか。

尚、先述したように府中本多家については地方の中でも例外的に特権を認められていたので、他の福井藩領（蔵入地）や地方の知行地、御蔵出の知行地とは区別して検討する必要はある。この資料の宛先も代官となっているが、これは福井藩の代官ではなく、府中本多家家中の代官を指している。

今後の課題

年貢に関する展示を担当して、年貢や知行に関する興味関心はより高まったが、さまざまな疑問点について明確に説明するには程遠い状況である。

今後の課題としては、まず、加藤九左衛門家や白崎九兵衛家のような年貢収受を村方で支えた庄屋の資料を丹念に見直すことから行っていきたい。庄屋文書などは自治体史等でも既に多く翻刻されて

いるが、年貢を誰がどのように運んだか、などはありふれた資料の中にヒントが隠れている可能性もあるので、もう一度確認していこうと考えている。同時に、今回はほとんど検討することができなかったが、藩から出された年貢関連の触の変化についても確認をしていきたい。御蔵出の給人については、「物成米通」をはじめとして年貢収受の状況を記した資料がないかを探していきたいと考えている。年貢収受について様々なご教示や情報提供をいただきたいと切に願う。

〔付記〕本稿の作成及び原案である展示準備作業において、本川幹男氏に多大な協力、御教示をいただいた。深く謝意を表したい。

注

- 1) 令和元年度文書館月替展示「年貢の納めどき - 誰が? いつ? どこに? -」(会期:2019年8月23日(金)~10月23日(水)、会場:福井県文書館 閲覧室 <https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/08/m-exhbt/20190823AM/20190823AM.html>)。URLは2020年3月時点のもの。
- 2) 家臣への給与の与え方の一つ。実際に知行地(給知)を与え、知行地からの年貢収受を許したもの。知行地をもった家臣を給人と称した。地方知行制以外の給付方法としては、年貢米をいったん藩蔵に納め、改めて知行(切米・扶持米などを含む)分の現米を支給する俸禄制がある。時代の経過に伴い全国的に地方知行制から俸禄制への移行がみられる(元禄初期で全国243藩のうち、前者採用は39藩、後者採用は204藩)。1668年(寛文8)~1677年(延宝5)の一時廃止や、徐々に給人の知行権に制限が加えられていったものの、福井藩は幕末まで地方知行制を継続した数少ない藩の一つであった。『福井県史』通史編3 近世1、福井県、1994年、pp.223-228。『福井市史』通史編2 近世、福井市、2008年、pp.83-95。
- 3) 福井県文書館保管松平文庫「福井藩役々勤務雑誌 地」(『松平文庫福井藩政史料目録』藩政-職制【693(M43-1)-2】、福井県文書館資料番号 A0143-02353 複製本番号 A5402~A5403。同資料は、事典形式に編纂された上で、舟沢茂樹校訂『福井藩史事典』(歴史図書社、1977年)として刊行されている。
- 4) 前掲『福井県史』通史編3、pp.335-346。前掲『福井市史』通史編2、pp.203-218。
- 5) 福井藩は1748年(寛延元)から3年間、1761年(宝暦11)から8年間、1838年(天保9)から3年間、それまでの検見取を廃止し、定免を採用している。寛延年間に実施された定免については年貢率を直近の10年間を平均して算出し、このときの年貢率が後々の基準にもなり、これを上限と心得る者ができるほど大きな意味を持っていた。1844年(弘化元)にも地方知行の廃止とともに、定免の採用が企図されたが、このときは特権を奪われる上級の藩士を中心とした反対により頓挫している。前掲『福井市史』通史編2、pp.211-214、pp.837-839。
- 6) 福井県立図書館(森家旧蔵)文書「乍恐口上書を以奉願候(困窮ニ付年季免願)」福井県文書館資料番号 A0142-00873 複製本番号 A2364。
- 7) 同様に藩が定免を認めた事例として、『福井市史』では小丹生浦における資料を紹介している。「指上申定免御請状之事」『福井市史』資料編3 近世1、福井市、1986年、pp.186-187。尚、こういった村方からの要望により、検見取と定免の変更が、藩単位で行われたのか、個別村単位で行われたのかは検討が必要である。
- 8) 後述する加藤九左衛門家に大検見の際の藩側の人員の受け入れについて資料が残されている。それによると大検見の際は、奉行、郡奉行、勝手役など総勢30人以上が村に検分に訪れている。そのときの宿泊や休憩も村方の負担とされた。加藤九左衛門家文書「覚(大検見様御昼御宿改ニ付覚)」福井県文書館資料番号 A0057-00094 複製本番号 A0386。
- 9) 福井藩初期の免状は、現在のところ大野郡河合村、斎藤甚右衛門家文書の1604年(慶長9)の事例(斎藤甚右衛門文書「辰之年免定書出之事(河合村年貢免状)」福井県文書館資料番号 J0028-00062 複製本番号 J0510)しか確認されていない。初期の皆済状については、同家資料に6点他、『福井県史』に複数点収載されている。本川幹男「福井藩初期の徴租について」『福井県地域史研究』第9号、福井県地域史研究会、1982年。
- 10) 加藤九左衛門家文書「(酉年免状)」・「覚(酉年御物成銀米納方一紙目録ニ付覚)」・「酉年御物成銀米納方本通」

福井県文書館資料番号 A0057-00081-006~008 複製本番号 A0386。

- 11) 渥美助左衛門は1798年(寛政10)に家督相続。25石5人扶持。御番改、用水奉行を経て、1833年(天保4)3月16日に中村多左衛門の後任として御代官となる。『福井藩士履歴 1 あ~え』(福井県文書館資料叢書9)、福井県文書館、2013年、p.58。
- 12) 1845年(天保15)の年貢関連の残存資料は、免状のみ残存していたので比較対象に加えた。
- 13) 林磯右衛門は1826年(文政9)に出役浮下代として出仕。8石2人扶持。御腰物方下代、横山吉太夫下代などを経て、1835年(天保6)閏7月17日に御代官渥美助左衛門の下代となる。『福井藩士履歴 8 新番格以下イ~リ』(福井県文書館資料叢書16)、福井県文書館、2020年、p.87。
- 14) 福井藩が年貢収受の際に用いた枧。その他、藩士に扶持を渡す際に用いられた扶持升や、商人が米や塩、油を売る時に用いた町升など用途に応じて様々な升が用いられた。それらの容積の違いについては、1668年(寛文8)8月の幕府への領内で用いられている枧についての報告が参考となる。京枧への統一を企図した幕府による調査に対応したもののだが、福井藩は、納枧は「京枧ニ壱合三夕七才三札余増」(京枧の約1.1373倍)、扶持枧は「京枧ニ壱合五夕才減」(約0.989倍)、町枧は「京枧ニ壱合五夕才二札減」(京枧の約0.8488倍)と報告している。越葵文庫「家譜 松平光通」(福井市立郷土歴史博物館寄託)。
- 15) 武士の知行地給付の一方法で、知行地を割り当てるさいにまとめて渡さず分散して給付すること。一つの村を二人以上の給人で知行することがあった。福井藩では一村全てを給人知行として与える場合を「丸村」、蔵入地(藩の直轄地)と給人知行地との相給の場合は「御蔵相給」、給人知行地同士の相給の場合は「相給出切」と呼んでいる。前掲『福井県史』通史編3、pp.279-280。
- 16) 前掲『福井市史』通史編2、pp.132-133。
- 17) 天保4・8・9年分については『福井県史』および『福井市史』の資料編で既に活字化されている。天保4・9年…『福井県史』資料編3、福井県、1982年、pp.619-631。天保8年…『福井市史』資料編8、福井市、2004、pp.352-359。
- 18) 前掲『福井市史』通史編2 pp.596-599。
- 19) 白崎九兵衛家文書「乍恐口上書を以奉願上候(納所延引庄屋入牢ニ付、村一統請合)」福井県文書館資料番号 A0021-00023 複製本番号 A0081。
- 20) 『足羽町史』、福井市、1976年、p.342。
- 21) 明里御蔵の附置施設については『福井県足羽郡誌』に以下のような記述がある。「御蔵の所在地より前方の敷地通路を挟んで、右方には二棟の役宅、左方には一棟の役宅があり、役宅より少々左方に二棟の牢屋が設けられたもので、之を手近く例ふれば、納米者は屠所に赴く羊の観を呈したのである。」『福井県足羽郡誌』前篇(復刻版)、臨川書店、1985年、p.540。
- 22) 江戸時代の地方書である『地方凡例録』には、年貢輸送の費用負担について以下の通り記載されている(「五里外駄賃之事」)。「年貢米津出しの節、船積河岸まで村方より五里内の駄賃・船賃ハ、百姓役にて差出し、五里外の駄賃ハ、一里式俵附壱駄廿四文宛、里数にかけて地頭より出す定法なり、」。『地方凡例録』下巻(日本史料選書4)、原著 大石久敬 校訂 大石慎三郎、1969年、p.25。
- 23) 前掲『福井県史』通史編3、pp.602-603。
- 24) 前掲『足羽町史』P.263、『西藤島村史』、福井市西藤島公民館、1971年、p.241。
- 25) 本途物成を基本的に米納とした理由として、『河野村史』では三種の枧(納枧・扶持枧・町枧)の使い分けにより、藩に差益(納枧と町枧では一升到二合八勺八戈の差)があることを挙げている。『河野村史』、河野村、1984年、pp.324-327。
- 26) 安沢秀一は旗本天野氏の年貢収受について詳細な分析を加えている。武蔵国多摩郡連光寺村では年貢収受において田方は米納、畑方は金納を基本としながら、田方畑方を総合した実際の納入で通貨形態をとる部分は83%に達することを明らかにしている。安沢秀一「年貢の賦課・収納と近世村落」『近世村落形成の基礎構造』、吉川弘文館、1972年、pp.455-541。
- 27) 前掲『福井県史』通史編3、pp.223-228、前掲『福井市史』通史編2、pp.122-134、pp.837-839。

- 28) 1686年(貞享3)閏3月、福井藩主、松平綱昌が將軍綱吉によって領知47万5282石を没収され、養父昌親(後に吉品と改名)が新たに越前のうち25万石を再封となった一件。この事件は「貞享の大法」としても知られており、福井藩領は半減するとともに、大名としての格式も著しく低下した。また、家臣団構成や知行制にも大きな影響を与えた。『福井県史』通史編4 近世2、福井県、1996年、pp.61-62。
- 29) 1691年(元禄4)に集成された福井藩の基本法令集。貞享の半知を契機として吉品時代に藩制の骨格となる諸制度が整備されたが同資料もその中のひとつ。同資料には66の法令が集大成されており、「御家御条目」には藩士の規律が示され、「御領分在々御条目事」によって農民を統制している。活字版は『福井県史』資料編に掲載されている。前掲『福井県史』資料編3、pp.3-139。
- 30) 福井藩の史書。藩士田川清介の編。成立は序文が記述された1846年(弘化3)か。初代藩主結城秀康の生年1574年(天正2)から第12代藩主松平重富の1770年(明和2)までを編年体で記している。
- 31) 福井県文書館保管松平文庫「見性院様御代松岡給帳・探源院様江大宛院様より吉江御附人・探源院様御再勤後給帳」(『松平文庫福井藩政史料目録』藩士-給帳・人名簿【891(仮126)】)、福井県文書館資料番号 A0143-01316 複製本番号 A4631。同資料は『福井市史 資料編4』(福井市、1988年) pp.277-293「56 松平吉品給帳」に全文翻刻されている。
- 32) 福井県文書館保管松平文庫「安永八亥年知行給帳」(松平文庫追加分)。この資料の存在については長野栄俊氏よりご教示を受けた。
- 33) 福井藩人事資料のひとつ「諸役人并町在御扶持人姓名(十一)御本丸」によると、牧村両名は大坂、木谷は粟ヶ崎(加賀)、橋本は江戸、打它是金沢の用達商人として記載されている。福井県文書館保管松平文庫「諸役人并町在御扶持人姓名(十一)御本丸・一ツ橋・紀州・田安・京都・江戸・大坂・大津・柏崎・丸岡・粟ヶ崎・金沢・敦賀・小浜・遠州・江州・甲州・尾州・参州・駿州・濃州・播州・泉州・武州・紀州」(『松平文庫福井藩政史料目録』藩士-給帳・人名簿【927(仮134)-10】)、福井県文書館資料番号 A0143-01006 複製本番号 A4155~A4156。
- 34) 加藤九左衛門家文書「(下山半左衛門物成米通)」福井県文書館資料番号 A0057-00086-001 複製本番号 A0374。同資料は前掲『福井県史』資料編3、pp.608-609に全文翻刻されている。
- 35) 加藤九左衛門家文書「(坂野鉄三郎物成米通)」福井県文書館資料番号 A0057-00070 複製本番号 A0374。同資料は前掲『福井県史』資料編3、pp.607-608に全文翻刻されている。
- 36) 鈴木公宏家文書「覚(平岡金左衛門知行物成米通)」、「(高陰小金吾知行物成米通)」(福井県文書館資料番号 A0056-00005、00009 複製本番号 A0402)などが見受けられる。
- 37) 加藤竹雄家文書「乍恐口上書を以奉願上候(年貢米上納方ニ付本多氏知行村々願書)」福井県文書館資料番号 A0052-00049 複製本番号 A3010。同資料は前掲『福井県史』資料編3、pp.634-635に全文翻刻されている。なお、本文中省略した18ヶ村は以下の通り。西下野村・水越村・大瀬村・安竹村・燈明寺村・安戸瀬村・二日市村・伏田村・波寄村・嶋村・指中村・柿原村・江留下村・漆原村・丸山村・下吉野村・殿下村・北野村。
- 38) 年貢收受とは直接関わらないが、困窮を理由として手形で200俵分の借米を求める資料も残されている。加藤竹雄家文書「乍恐口上書を以奉願上候(難渋ニ付手形200俵借用願)」福井県文書館資料番号 A0052-00019 複製本番号 A3009。